

令和4年度

常総市公共交通活性化協議会

第1回会議資料

令和4年6月23日

目次

	協議会役員の改選について	… 1 ページ
報告第 1 号	令和 3 年度事業報告について	… 3 ページ
報告第 2 号	予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について	… 4 ページ
議案第 1 号	令和 3 年度歳入歳出決算について	… 6 ページ
議案第 2 号	令和 4 年度事業計画（案）について	… 8 ページ
議案第 3 号	令和 4 年度歳入歳出予算（案）について	… 9 ページ
議案第 4 号	令和 5 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・ 地域公共交通計画による認定申請について	…10 ページ
その他	公共交通施策のスケジュールについて	…11 ページ
	（参考）常総市公共交通活性化協議会規約	…12 ページ

2. 協議会役員の改選について

令和4年度及び5年度の役員を以下のとおりとする。

役職名	新 (R4~5)	旧 (R2~3)
会 長		鈴木 勉 委員
副会長		高橋 智子 委員
監 事		尾上 孝俊 委員
		浅野 実成 委員

協議会委員名簿（任期：令和4年度～5年度）

No.	選出区分	選出団体, 役職等	氏名	備考
1	市民又は公共交通利用者の代表	女性団体じょうそう事業委員会会長	海老原 和 子	
2	市民又は公共交通利用者の代表	自治区長連絡協議会長	篠 崎 孝 之	
3	市民又は公共交通利用者の代表	常総地区交通安全母の会連合会会長	根 本 京 子	
4	市民又は公共交通利用者の代表	身体障がい者福祉協議会会長	尾 上 孝 俊	
5	市民又は公共交通利用者の代表	シルバークラブ連絡協議会会長	高 橋 智 子	
6	常総市議会の代表者	常総市議会議長	中 村 安 雄	新任
7	常総市議会の代表者	常総市議会建設経済委員長	関 優 嗣	新任
8	学識経験者	筑波大学 システム情報系社会工学域教授	鈴 木 勉	
9	国及び県の関係行政機関の代表者	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官	國 下 裕 司	新任
10	国及び県の関係行政機関の代表者	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官	仲 野 俊 二	新任
11	国及び県の関係行政機関の代表者	茨城県政策企画部交通政策課長	寺 田 明 弘	新任
12	国及び県の関係行政機関の代表者	茨城県常総工事事務所長	佐 藤 啓 司	新任
13	国及び県の関係行政機関の代表者	茨城県常総警察署交通課長	池 田 和 美	
14	鉄道事業者	関東鉄道(株)取締役鉄道部長	北 村 恵 喜	
15	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者	関東鉄道(株)常務取締役自動車部担当	武 藤 成 一	
16	一般貸切旅客自動車運送事業者の代表者	(株)アイヤマ観光代表取締役	相 山 隆 司	
17	一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者	茨城県ハイヤー・タクシー協会県西地区会長 (有)三妻タクシー代表取締役	松 村 仁 志	
18	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	関東鉄道労働組合執行委員	谷田部 正 利	
19	商工会の会長又はその指名する者	常総市商工会事務局長	浅 野 実 成	
20	その他市長が必要と認める者	常総市社会福祉協議会事務局長	細 谷 悟 志	
21	その他市長が必要と認める者	社会福祉法人 筑波キングス・ガーデン理事長	宇都宮 和 子	
22	市長又は市長が指名する市の職員	副市長	西 田 将 人	新任
23	市長又は市長が指名する市の職員	市長公室長	横 島 義 則	新任
24	市長又は市長が指名する市の職員	総務部長	飯 泉 真由美	新任
25	市長又は市長が指名する市の職員	福祉部長	堀 洋 信	

令和3年度事業報告について

期 日	会 場	区 分	会 議 等 の 内 容
令和3年 4月26日	常総市役所	第1回 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について ・コミュニティバス運行に向けた検討について
6月14日 ～ 6月25日	—	第2回 会議 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度事業報告について ・令和2年度歳入歳出決算について ・令和3年度事業計画について ・令和3年度歳入歳出予算について ・令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・ 地域公共交通計画の認定について ・利便増進実施計画の策定について ・規約改正について
9月30日 ～ 10月15日	—	第3回 会議 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス運行計画（骨子案）について
12月21日	生涯学習 センター	第4回 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス実証運行計画（案）について ・常総市議会発出の公共交通に関する要望書について ・予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について
令和4年 1月12日 ～ 1月21日	—	第5回 会議 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について
3月24日	常総市役所	第6回 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について ・常総市地域公共交通利便増進実施計画について ・今後のコミュニティバスの検討方針について

※第2回、3回、5回会議は新型コロナウイルス感染症拡大のため書面にて開催

1. 利用者数

運行日数	のべ利用者数	1日平均	1台平均/日	1便平均/台	実利用者数	月あたり平均実利用者数
240日	13,476人	56.2人	11.2人	1.4人	762人	333人

2. 地区・性別・年代別利用者数

		~10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代~	地区別計	
水海道東地区	男性	31人	0人	0人	0人	60人	53人	329人	569人	1,042人	5,042人
	女性	0人	46人	13人	31人	135人	328人	1,281人	2,166人	4,000人	
水海道西地区	男性	0人	0人	6人	25人	46人	241人	155人	317人	790人	4,383人
	女性	0人	54人	29人	44人	58人	138人	1,266人	2,004人	3,593人	
石下地区	男性	1人	17人	0人	37人	73人	225人	146人	363人	862人	4,051人
	女性	20人	10人	87人	53人	99人	264人	1,121人	1,535人	3,189人	
年代別計	男性	32人	17人	6人	62人	179人	519人	630人	1,249人	2,694人	13,476人
	女性	20人	110人	129人	128人	292人	730人	3,668人	5,705人	10,782人	
	男女計	52人	127人	135人	190人	471人	1,249人	4,298人	6,954人	不明	

3. 曜日・時間帯別利用者数

	月	火	水	木	金	時間別計
8時便	138人	197人	152人	127人	159人	773人
9時便	372人	395人	388人	398人	508人	2,061人
10時便	381人	486人	410人	435人	446人	2,158人
11時便	321人	369人	294人	334人	366人	1,684人
12時便	227人	305人	229人	255人	288人	1,304人
13時便	199人	260人	277人	252人	263人	1,251人
14時便	277人	346人	319人	369人	357人	1,668人
15時便	211人	317人	271人	260人	300人	1,359人
16時便	201人	207人	274人	237人	299人	1,218人
曜日別計	2,327人	2,882人	2,614人	2,667人	2,986人	13,476人

4. 予約お断り件数

	月	火	水	木	金	時間別計
8時便	0人	3人	0人	0人	0人	3人
9時便	9人	15人	4人	11人	43人	82人
10時便	23人	36人	16人	20人	62人	157人
11時便	16人	15人	19人	13人	34人	97人
12時便	22人	39人	21人	17人	42人	141人
13時便	10人	17人	10人	11人	14人	62人
14時便	7人	8人	7人	5人	12人	39人
15時便	5人	3人	1人	5人	10人	24人
16時便	1人	1人	0人	1人	8人	11人
曜日別計	93人	137人	78人	83人	225人	616人

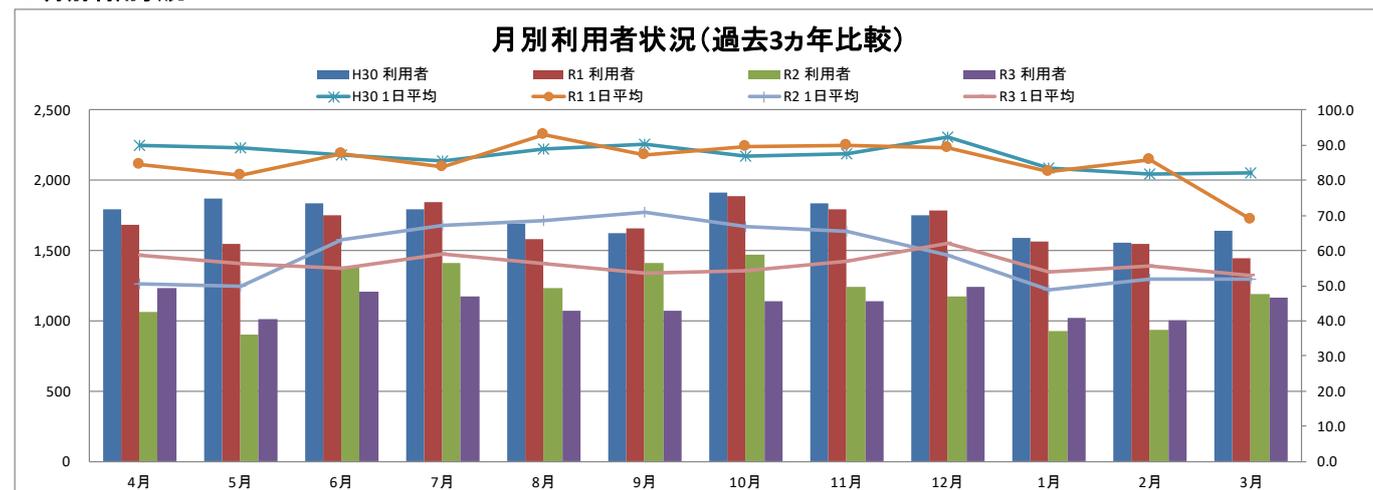
5. 主な行き先(降車人数)

1.きぬ医師会病院	2.水海道西部病院	3.水海道厚生病院	4.ファインズマスダ	5.水海道さくら病院
1,784人	630人	317人	302人	292人
6.カスミ水海道店	7.鈴木内科整形外科医院	8.水海道駅	9.きぬ温水プール	10.常総市役所
284人	278人	201人	187人	160人

6. 新規・通算登録者数

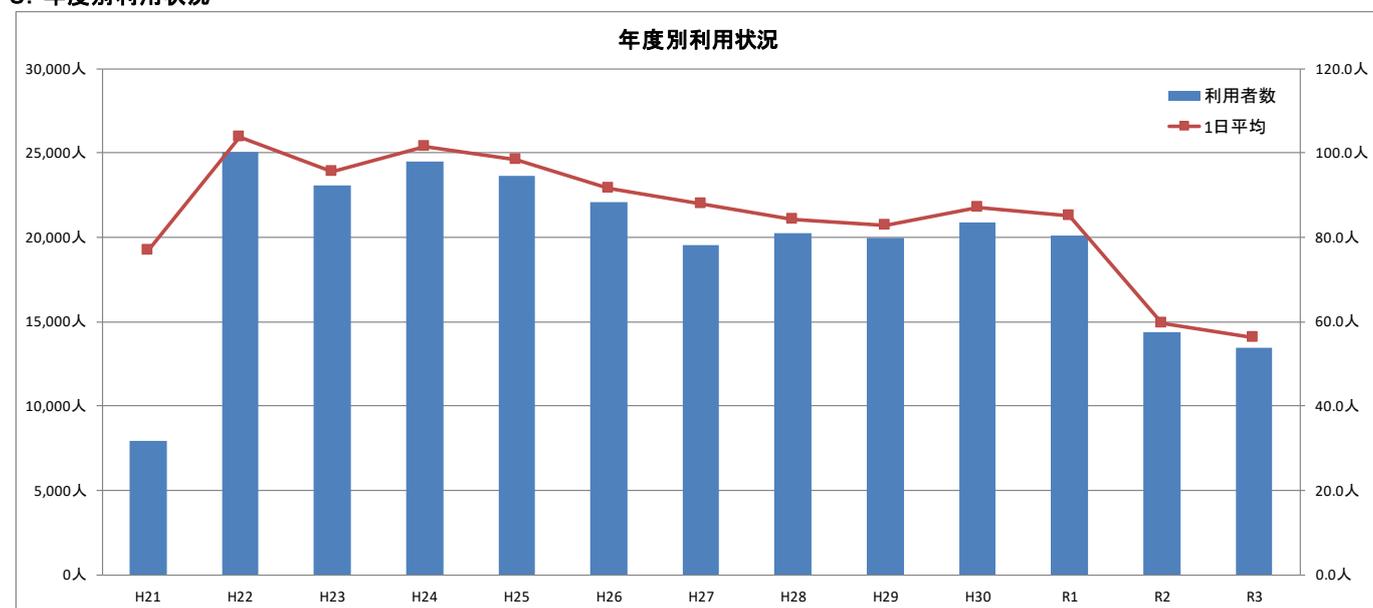
	水海道東地区	水海道西地区	石下地区	計
新規登録者数	60人	67人	81人	208人
登録者削除件数	3人	4人	3人	10人
通算登録者数	3,098人	2,899人	2,869人	8,866人

7. 月別利用状況



令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
運行日数	21日	18日	22日	20日	19日	20日	21日	20日	20日	19日	18日	22日	240日
利用者数	1,231人	1,014人	1,211人	1,178人	1,070人	1,072人	1,139人	1,136人	1,240人	1,022人	1,000人	1,163人	13,476人
1日平均	58.6人	56.3人	55.0人	58.9人	56.3人	53.6人	54.2人	56.8人	62.0人	53.8人	55.6人	52.9人	56.2人
登録者増減数	24人	17人	14人	19人	11人	19人	11人	10人	24人	16人	23人	10人	198人

8. 年度別利用状況



年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
運行日数	103日	241日	242日	241日	240日	241日	222日	240日	241日	240日	236日	241日	240日	
利用者数	7,907人	25,031人	23,097人	24,460人	23,618人	22,051人	19,518人	20,239人	19,949人	20,896人	20,075人	14,356人	13,476人	
1日平均	76.8人	103.9人	95.4人	101.5人	98.4人	91.5人	87.9人	84.3人	82.8人	87.1人	85.1人	59.6人	56.2人	
登録者数	4,568人	953人	386人	427人	304人	341人	242人	223人	279人	319人	423人	203人	198人	

年度														累計
運行日数														2968日
利用者数														254,673人
1日平均														85.8人
登録者数														8,866人

令和3年度歳入歳出決算報告

歳入の部

(単位：円)

科 目	予算現額(A)	収入済額(B)	増減額(B)-(A)	備 考
1 負 担 金	36,744,000	25,394,370	△11,349,630	常総市負担金
2 補 助 金	2,768,000	11,542,000	8,774,000	地域公共交通確保維持改善事業 費補助金 (フィーダー系統補助金) 9,397,000 円 (利便増進計画策定事業) 2,145,000 円
3 運賃収入	3,720,000	4,242,500	522,500	運賃収入
4 雑 入	1,000	103	△897	預金利子
合 計	43,233,000	41,178,973	△2,054,027	

歳出の部

(単位：円)

科 目	予算現額(A)	支出済額(B)	不用額(A)-(B)	備 考
1 会 議 費	35,000	10,500	24,500	会議開催3回分
2 事 務 費	90,000	41,000	59,000	資料郵送代, 振込手数料等
3 事 業 費	43,078,000	41,127,473	1,950,527	車両借上料 25,250,000 円 予約センター運営費 11,379,573 円 利便増進計画策定委託料 4,290,000 円 利用券作成費 207,900 円
4 予 備 費	30,000	0	30,000	
合 計	43,233,000	41,178,973	△2,054,027	

収入済額 41,178,973 円

支出済額 41,178,973 円

差引残金 0 円

決算監査意見書

監査に付された令和3年度常総市公共交通活性化協議会歳入歳出決算については、関係諸帳簿及び証拠書類と照合審査した結果、計数に誤りなくすべて正当であると認めた。

令和4年 6月 9日

監 事 身体障がい者福祉協議会会長

尾上孝俊 

令和4年 6月 9日

監 事 常総市商工会事務局長

浅野 爽成 

令和4年度事業計画（案）について

【基本方針】

道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議及び実施に係る連絡調整等を行う。

1. 常総市地域公共交通計画に基づき、当市の公共交通の活性化に向けた協議及び交通政策の推進を行う。
2. 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態、運賃、及び料金等のほか、道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関する協議を行う。

【事業概要】

1. 地域公共交通確保維持改善事業の認定申請及び事業評価

予約型乗合交通ふれあい号に活用している地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー補助）に関する協議及び国への認定申請を行う。また、申請に基づき実施した事業に対する評価を行う。

2. コミュニティバス運行に向けた協議

常総市地域公共交通計画に定めた、コミュニティバスの新規運行に必要な協議を行う。運行ルート・日数・時間帯・運賃・想定利用者・運行経費などを調査し、メリット・デメリットや事業採算性を比較検討する。

3. 各交通モードの特性に応じた役割分担

関東鉄道常総線、路線バス、ふれあい号などそれぞれの機能、役割及び目的を分類し、利用者特性・輸送密度に応じた公共交通モードの役割を明確化する。

4. 広域的な移動手段の検討

市町村間をまたぐ広域的な公共交通体系の確保に向け、鉄道や路線バスを維持・活性化するための乗り継ぎ利便性の向上と利用促進策を検討する。

令和4年度歳入歳出予算（案）について

歳入の部

(単位:円)

科目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較増減 (A)-(B)	摘要
1 負担金	37,995,000	36,744,000	1,251,000	常総市負担金
2 補助金	1,000	2,768,000	△2,767,000	国補助金※
3 運賃収入	3,374,000	3,720,000	△346,000	想定利用者数×250
4 雑入	1,000	1,000	0	預金利子等
合計	41,371,000	43,233,000	△1,862,000	

※交付額が未定のため、枠として1,000円計上しています。

歳出の部

(単位:円)

科目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較増減 (A)-(B)	摘要
1 会議費	42,000	35,000	7,000	会議開催6回分
2 事務費	90,000	90,000	0	資料郵送代, 振込手数料等
3 事業費	41,229,000	43,078,000	△1,849,000	車両借上料 25,305,000円 予約センター運営費 14,430,000円 協議会運営諸費 494,000円 コミュニティバス調査費 1,000,000円
4 予備費	10,000	30,000	△20,000	
合計	41,371,000	43,233,000	△288,000	

※最終的な予算と決算の差額は、市に戻入れをします。

令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・
地域公共交通計画による認定申請について

計画概要

※申請様式は別紙1のとおり

【期間】

- ・令和4年10月1日～令和5年9月30日（運行日数241日）

【目標】※

- ・1日あたり平均利用者数：71人
- ・収支率：11.0%以上
- ・利用者1人あたり市負担額：1,967円以下

【目標達成に向けた事業と実施主体】

- ・常総市公共交通計画の施策④「情報提供の充実」及び施策⑥「モビリティマネジメントの推進」に基づき、市広報紙やHP、パンフレットを活用した利用促進を実施する（市）

※地域公共交通計画に基づいた目標です（下記参照）。

- ・1日あたり平均利用者数：71人（令和2年9月実績）

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
運行日数	21日	18日	22日	21日	18日	20日	22日	19日	20日	19日	18日	23日	241日
利用者数	1,063人	900人	1,389人	1,413人	1,235人	1,415人	1,470人	1,242人	1,173人	929人	933人	1,194人	14,356人
1日平均	50.6人	50.0人	63.1人	67.3人	68.6人	70.8人	66.8人	65.4人	58.7人	48.9人	51.8人	51.9人	59.6人
新規登録者	20人	21人	20人	15人	18人	25人	18人	14人	13人	24人	12人	7人	207人

※新型コロナウイルス感染症の影響下でもっとも利用者が多い月を目標値としています。

- ・収支率：11.0%以上（令和元年度実績）

利用券売上代4,820千円 ÷ 運行経費44,306千円

- ・利用者1人あたり市負担額：1,967円以下（令和元年度実績）

市負担額39,486千円 ÷ 20,075人

コミュニティバスの導入に向けたスケジュールについて

コミュニティバスの導入に向けたスケジュール

実施内容	令和4年度													
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1 コミュニティバスの運行計画														
2 運行計画の決定														
3 実証運行の開始														R6年度を想定
4 地域公共交通会議等の開催														
①公共交通活性化協議会	●		●			●							●	
5 議会														
①市議会(報告)										●				●
6 地域公共交通の再編に関する手続き														
①関東運輸局や茨城運輸支局への報告・相談											●			●
②一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請														R5年度

常総市公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 常総市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 本市の公共交通政策の推進に関すること
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態、運賃、及び料金等に関すること
- (3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は次に掲げる者とし、25人以内で組織する。

- (1) 市民又は公共交通の利用者の代表
- (2) 常総市議会の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (5) 鉄道事業者
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (7) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表者
- (8) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (10) 商工会の会長又はその指名する者

- (11) 市長又は市長が指名する市職員
- (12) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は委嘱された日が属する会計年度の翌年度3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 委員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 3 初年度における委員の任期については、前項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によって選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長が決定する。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、常総市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、常総市からの負担金、国からの補助金、繰越金、その他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(守秘義務)

第16条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年10月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年 6月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2年 7月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3年 6月25日から施行する